

サントリーグループ・パートナーガイドライン

サントリーグループは、「人と自然と響きあい、豊かな生活文化を創造し、『人間の生命の輝き』をめざす」とする企業理念及びサントリーグループ企業倫理綱領に基づき、安全・安心で高品質な商品・サービスをお届けするために、「国連グローバル・コンパクト」署名企業として公正・公平な取引を実施し、パートナーとともに、人権・労働基準・環境などの社会的責任にも配慮した調達活動を推進します。サントリーグループは、パートナーとの良好なパートナーシップを構築し、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献します。

サントリーグループ・パートナーガイドライン（改訂された場合は、当該改訂を含み、以下「本ガイドライン」といいます）は、サントリーグループのバリューチェーン上のすべてのパートナー（サプライヤー、取引先、代理店等を含むが、これに限らず、以下「パートナー」といいます）に要求または期待する事項を定めるとともに、持続可能なサプライチェーン実現のため、サントリーグループとパートナー双方の積極的な関与を求めるものです。本ガイドラインは、サントリーグループとのあらゆる取引において基盤となるものであり、サントリーグループとパートナー間で同じ価値観を共有していることを確認し、有益な関係を構築するための指針となるものです。サントリーグループが求めるすべての要件を満たすため、パートナーには自ら及び関係会社において本ガイドラインを遵守するとともに、自らの取引先等のサプライチェーン全体に対し、本ガイドラインを遵守するよう働きかけることを求めます。サントリーグループは、パートナーが単なる法令遵守に留まらない継続的な改善に取り組むことを期待とともに、自らも当該取り組みを支援することを目指します。

I 業務遂行に当たっての指針

1. 誠実・公正な活動

法令遵守および規範・文化の尊重

事業活動を行う国または地域における関係法令や業界基準等を遵守し、国際規範を尊重するとともに、文化・慣習・伝統・宗教にも配慮した公正で透明な企業活動を行うことを求めます。

腐敗行為の禁止

贈収賄、利益相反、強要、マネーロンダリング、横領等、いかなる相手に対する、いかなる形の腐敗・不正行為も許容しないことを求めます。パートナー、公務員等とは公正で透明な関係を保ち、接待や贈答品の授受、寄付や政治献金については、贈収賄・腐敗防止に関する法令、規範、社内規則および健全な商慣習に従うことを求めます。

公正な競争

不正な手段をもってカルテル等の競争法違反となる行為は行わず、公平・公正な取引を行うことを求めます。

適切な情報の開示

本ガイドラインに関する取組みおよび財務に関する記録は、法令および社内規則に従って、正確かつ適正に示すよう作成し開示することを求めます。

知的財産の保護

知的財産を適切に保全・確保するとともに、サントリーグループおよび第三者の知的財産権を十分に尊重し、侵害または不正な使用を行わないことを求めます。

通報および報告

従業員を含む社内外のすべてのステークホルダーが報復を受けることなく懸念事項を提起できる適切な通報の仕組みを整備することを求めます。また懸念事項の提起に係る機密性や通報者の匿名性を保護することを求めます。

適切な輸出入管理

関連法令等で規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備し、適切な手続きを行うことを求めます。

責任あるマーケティング

製品表示・宣伝・広告等において、誤認や誤解のおそれのない正確で分かりやすい表現を心がけ、差別的な表現のない責任あるマーケティング活動を行うことを求めます。

2. 人権・労働

国際的な人権の原則の尊重

サントリーグループ人権方針を遵守し、以下の国際的な人権の原則を尊重し、これらに従って、自社の方針に人権尊重へのコミットメント及び責任を反映することを求めます。

- ・ 国際連合（UN）「国際人権章典」
- ・ 国際労働機関（ILO）「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、「多国籍企業宣言」
- ・ 経済協力開発機構（OECD）「多国籍企業行動指針」
- ・ 国際連合（UN）「「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）」
- ・ 国際連合（UN）「すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約」
- ・ 子どもの権利とビジネス原則
- ・ 女性のエンパワーメント原則

強制労働・人身取引

人身取引を含む、いかなる形態の強制労働も認めないことを求めます。また、強制労働と人身取引の要因となる労働慣行※1 を禁止することを求めます。

児童労働・若年労働者による危険有害労働

国または地域の法令が定める最低就労年齢を下回る児童による労働を一切認めないことを求めます。また、18歳未満の若年労働者による深夜・危険有害労働を認めないことを求めます。従業員を新たに雇用する場合には、年齢確認を実施し、児童労働に該当する児童・若年労働者に対し、救済措置を提供することを求めます。

差別

個人の人権と人格を尊重し、人種、宗教、性別、性的指向、年齢、国籍、言語、障がい、社会的出身、財産、門地等、その他本人の適性や能力に関係ない地位・状況を理由とした採用・雇用における差別を排除して、公正な処遇がされる職場環境をつくることを求めます。また、従業員の宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮に努めることを求めます。

個人の尊厳を脅かす行為

身体的、性的、人種的、心理的、言語的、またはその他のあらゆる形態のハラスメント、いじめ、虐待を含む個人の尊厳を脅かす行為を許容しないことを求めます。

結社の自由・団体交渉権

結社の自由と団体交渉に関する、従業員の基本的権利を尊重すること、また、労働組合員および労働者代表に対する脅迫、嫌がらせ、報復、暴力を禁止することを求めます。

労働時間

国または地域の法令を遵守し、適切な労働時間と休日・休暇の管理を行うことを求めます。国または地域における関係法令が国際基準と相反する場合もしくは基準を満たしていない場合は、国際基準の尊重に努めること、および時間外労働は、合意の上で、適切な賃金で支払われるよう努めることを求めます。

賃金

法定の最低賃金以上の賃金の支払いや、時間外労働に対する適切な賃金の支払い等、賃金に関する国または地域の法令を遵守することを求めます。また、従業員とその家族が適切な生活水準を維持することができる賃金(生活賃金)の支払いに努めることを求めます。従業員に対する賃金は、労働者に直接、遅滞なく、全額を支払い、不当な控除等がなされないよう、適切な給与明細を提供することを求めます。

外国人・移民労働者の権利

すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約に定められる人権を尊重し、外国人・移民労働者の適正な労働条件・労働環境を確保し、差別的な取り扱いを禁止することを求めます。

先住民を含む地域住民の権利

先住民の権利に関する国際規範※2に基づき、先住民の権利並びに土地及び天然資源の所有権・使用権等の正当な権利を尊重することを求めます。また、水や土地、天然資源を取得する場合には、それらを享受する権利の侵害を回避し、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」を実施することを求めます。

人権擁護者の人権

人権擁護者に対する脅威、脅迫、攻撃（物理的および法的なものを含む）を容認せず、また、それに加担することを禁止すること、および人権擁護者と協力し、地域、国家、または国際レベルでの市民参加と人権尊重を実現するための安全で有効な環境を作り出すことに取り組むことを期待します。

※1 強制労働と人身取引の要因となる労働慣行とは以下を指します。

- 雇用者または事業主による身分証明書原本の保持、労働者からの斡旋手数料の徴収、移動の自由の制限、労働条件を書面で明示しない、会社が提供する宿泊施設の利用の強要等
- 人材斡旋事業者による身分証明書原本の保持、労働者からの斡旋手数料の徴収

※2 先住民の権利に関する国際規範とは以下を指します。

- 国際金融公社（IFC）のパフォーマンス・スタンダード
- 先住民族及び種族民に関する ILO 条約第 169 号

3. 安全衛生

職場における健康および安全性の確保

健康および安全性に関するポリシーを策定し、職場におけるあらゆる危険を特定し管理するとともに、想定されるあらゆる危険を従業員に通知することを求めます。

施設の安全衛生・緊急時への備え

事業場や社員寮を含む施設における安全衛生を確保するため、必要な衛生設備を設置するとともに、火災や事故等の緊急対策時の行動手順を作成し、事前の教育・訓練を実施することを求めます。また、労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施することを期待します。

労働災害・労働疾病

労働災害・疾病の状況の特定・評価・記録・報告とその防止を行うことを求めます。また、生物的・科学的・物理的に有害な影響に曝露するリスクや身体的負荷のかかる作業を特定・評価し、労働災害・疾病につながらないよう、適切に管理することを期待します。

4. 商品の品質・安全性

商品の品質保証

すべての適用規制に準拠すること、また、提供される品質はサントリーグループ各社とパートナーによる合意に基づき承認された仕様に合致していることを求めます。

商品の安全性確保および規制の遵守

パートナーの自国、製造を行う国、商品の輸送先の国、または国際的な規制のいずれに由来するものかを問わず、商品およびその製造に関する法規制を常に把握し、遵守していることを求めます。

適切な輸送

輸送においては、容器の検査、汚れや不快な臭気を防ぐための荷台の処理など、サントリーグループ各社とパートナーが合意したサントリーグループの基準を遵守することを求めます。輸送中のいかなる時点においても、商品を汚染されやすい状況に置かないことを求めます。

信頼性の高い商品情報の提供

提供する商品またはサービスがサントリーグループのすべての仕様を満たしていることを保証するとともに、サントリーグループ各社とパートナーの合意に基づいて関連書類を提供することを求めます。

危機管理及び安定供給

サントリーグループの会社に商品の供給を行えないことが明らかとなり、その結果として関連する事業の継続に影響を及ぼしうる場合、パートナーは当該会社に連絡し、緊急対応策について合意の上、実行することを求めます。

5. 地球環境

環境マネジメントシステムの運用

環境上の問題に関する各地の規制を遵守するため、法令遵守のためのあらゆる体制を構築することが望ましく、ISO 14001などの国際的な基準を採用することを期待します。また、必要とされるすべての環境に関する許認可・承認を取得し、運用及び報告に関する要求事項を遵守することを求めます。

廃棄物管理

廃棄物を可能な限り削減するための計画を策定し、実施することを期待します。管理体制を整備し、有害な廃棄物は分別して処理し、所定の手続きに従って慎重に取り扱うことを求めます。可能な限り、廃棄物はリサイクルすることを期待します。

水の管理

すべての活動において水の使用を管理し、その使用を可能な限り削減するとともに、排水が直接自然環

境中に流出しないようにすることを期待します。また、水源の涵養や保護を中心とした方法を通じて、持続可能な水の利用に取り組むことを期待します。

効率的なエネルギーの使用

温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量削減目標とその計画を策定し、進捗管理を実施することを期待します。また、可能な限り再生可能エネルギーを使用することを期待します。

環境汚染の防止

土壤、大気、および水の汚染の管理において、関連する法令を遵守し、適正に対処することを求めます。

生物多様性の尊重

事業の運営に関して生物多様性に影響を与える可能性がある場合、関連する法令を遵守し、適正に対処し、生物多様性及び生態系への負荷低減に努めることを求めます。

化学物質の適切な管理（製品含有のものを含む）

人や環境に悪影響を与える化学物質を適かつ安全に管理し、使用量削減、有害性の低い物質への代替に努めることを求めます。また、製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関するすべての法規制および顧客要求を遵守することを求めます。

資源の有効活用

法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源を有効活用することを求めます。また、容器包装の最小化を図り、再使用・再生利用しやすい容器包装の使用に努めるよう求めます。

6. 情報セキュリティとデータの保護

コンピューターネットワークへの脅威に対する防御

コンピューターネットワークを脅威から守ることを目的とした対策を実施することを期待します。

秘密保持・個人情報保護

すべてのパートナー、第三者、従業員ならびにその他の個人および組織の秘密情報・個人情報を保護し、関連するすべての適用法令を遵守することを求めます。

7. 社会・自然との共生

社会および地域コミュニティへの貢献

国際社会・地域社会の成長と発展に貢献する活動に自発的に参加することを期待します。

持続可能な活動の奨励

持続可能な活動に取り組み、推進することを通じて、水や農産物をはじめとする貴重な地球資源を次世代のために確保するよう努めることを期待します。

8. 管理体制の構築

パートナーの管理

責任ある調達活動を実践し、本ガイドラインまたは本ガイドライン同等の文書を自身のパートナーに伝達し、遵守を求め、遵守状況をモニタリングし、改善を促すことで、自身のサプライチェーンへの本ガイドラインの浸透に努めることを求めるます。

記録

サントリーグループに提供するすべての商品またはサービスに関するサプライチェーンを追跡するためには合理的に必要な記録を保存することを求めるます。

苦情処理メカニズム

自社およびパートナーの労働者や地域社会、お客様等からの人権等に関する懸念や問い合わせについて、苦情処理メカニズムを構築すること、通報者に対する報復行為や不利益を被るような取り扱いを禁止すること、また、苦情処理メカニズムについて、継続的な見直しを行い、より実効的な仕組みの構築のため、改善・強化に努めることを求めるます。

是正・救済

自社が関与するサントリーグループの事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こしている、または、助長していることが明らかになった場合には、サントリーグループと協力して、国際的な人権の原則に基づいた対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組むことを求めるます。さらに、自社が関与するサントリーグループの事業、製品またはサービスと人権に対する負の影響が直接関与している場合、サントリーグループと協力して、その影響の是正を図ることを求めるます。

報告・監査

サントリーグループ、またはサントリーグループ各社の指名する担当者の求めに応じて、本ガイドラインの遵守を確認するために必要な情報を提供することを求めるます。また、サントリーグループ、またはサントリーグループ各社の指名する担当者が、必要に応じてパートナーの工場または施設内に入り、本ガイドラインの遵守を確認することを認めるよう求めるます。

II 本ガイドライン違反時の取扱い

本ガイドラインに違反し、またはそのおそれがある場合は、実務上可能な限り速やかに違反の内容を通知し、速やかに適切な是正・救済措置を講ずるとともに、その結果を報告することを求めるます。

パートナーが本ガイドラインに違反し、サントリーグループが是正を求めた場合で、正当な理由なくパートナーに改善またはその意思が見られないとき、および／または、サントリーグループが本ガイドラインに基づく監査協力を求めた場合で、正当な理由なくパートナーがこれに協力しないとき、もしくは、本ガイドラインに対する重大な違反があるとサントリーグループが認めた場合、サントリーグループは、催告その他の手続を要しないで、パートナーとの契約の見直し、契約の全部または一部を解除等の対応をとることができるものとします。

サントリーホールディングス株式会社
サプライチェーン本部
サステナビリティ経営推進本部
(2017年6月 制定、2025年1月 改定)

.....
サントリーホールディングス株式会社 御中

サントリーグループ・パートナーガイドライン（改訂された場合は、当該改訂を含みます）の内容を理解し、本ガイドラインの内容は、貴社又は貴社の関係会社との間で締結している取引基本契約、これに付随する覚書等の一切の契約（以下「原契約」といいます）を補完・追加するものであり、原契約の一部として取り扱われること、原契約と本ガイドラインの内容に齟齬がある場合、本ガイドラインの内容が優先されることを確認し、これを遵守いたします。

(会社名)

(役職名)

(氏名)

印

(日付)

※本書類への記名捺印は、代表者または代表者から権限委譲された部門責任者の方にお願い致します。